

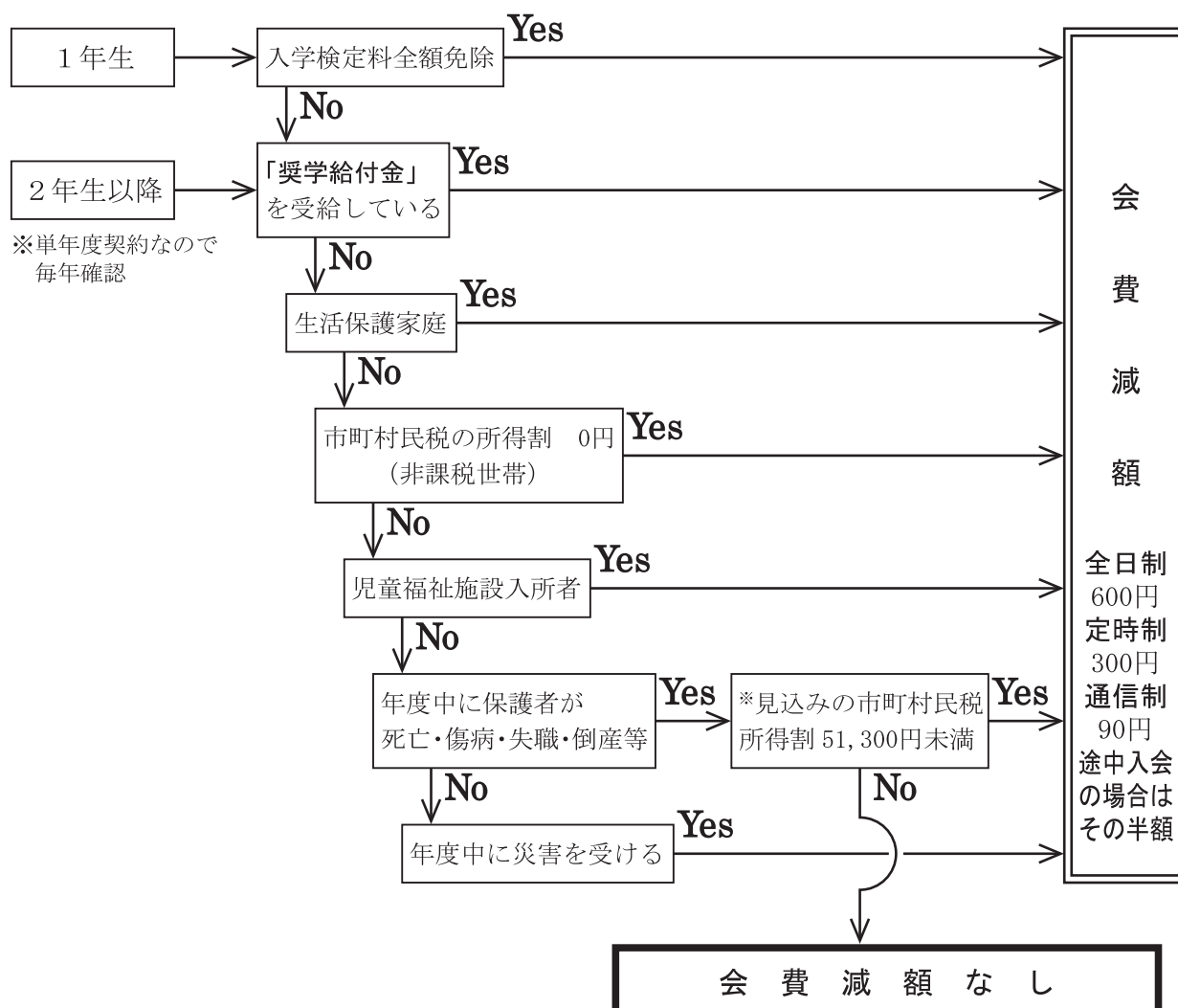
### Ⅲ 会費減額対象者・早見表

家庭の年収の目安 ※		250万円未満	250万円から 350万円未満	350万円から 910万円未満	910万円以上
市町村民税の所得割	0円		51,300円	304,200円	
	生活保護世帯	非課税世帯			
授業料	授業料の実質負担なく授業料免除ではない> (就学支援金を受給するため相殺される)				授業料を負担する
奨学給付金	32,300円	80,800円 または 129,700円	なし		
振興会会費	会費減額		保護者が死亡・ 傷病・失職・倒 産等による場合 のみ会費減額	会費減額なし	

※就学支援金を受給＝本会の減額対象ではありません。

※年収は、夫婦どちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人家族の場合の目安

※上の表の会費減額対象者の他に、児童福祉施設入所者と災害を受けた者を加える。



※(申請月の前3カ月の平均収入)×12+(賞与)がおおよそ350万円以下の場合に相当